

監査請求に関する動議

次の事項について、地方自治法 98 条 2 項の規定により、監査委員に対し、監査の請求をされるよう動議を提出します。

監査を請求する事項

- 1、2004年5月15日に、文部科学省が松山市で開いた教育改革タウンミーティングへの参加者動員について、愛媛県教委が行なった動員要請について
- 2、県内高校の必修科目未履修問題での愛媛県教委の不作為について

理由

愛媛県教委は、上記タウンミーティングに向けて、事前に112人の名簿を内閣府に送っていたにもかかわらず、「各機関や部署に何人出してほしいというような依頼はしていない」などと弁明しており、ことの重大性を認識せず、また、是正の姿勢もない。したがって、監査委員による事実調査が必要である。

また、県教委は必修科目未履修問題について、県内28県立高校で1994年ごろから大規模・長期の間続いており、以来12年もの間、県立高校校長経験者が県教委幹部職員として指導する立場にあるなどこの問題を熟知する立場にあって、放置・容認しておりながら、基本的に把握できていなかったなどという信じがたい弁明を行っており、これまた監査委員による事実調査が必要である。

期限 2007年2月定例県議会まで

2006年12月8日

提出者 県議会議員 佐々木泉

賛同者 県議会議員 阿部悦子